

令和 2 年度第 2 回庁議提案 審議・報告・その他  
 提 出 日：令和 2 年 4 月 2 8 日  
 担当部・課：福祉部生活再建支援課〔内線 3 9 5 2〕

① 件 名	東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】          災害援護資金の申請期限については、当初期限から 1 年間延長し、令和 2 年 3 月 3 1 日までとされていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部を改正する政令が令和 2 年 4 月 1 日に施行され、更に 1 年間延長されることとなった。</p> <p>【目的】          災害援護資金の申請期限を延長することで、被災者の生活再建に資するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】          東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成 2 3 年政令第 1 3 1 号）          災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 3 6 号）          災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成 1 7 年規則第 7 8 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成 3 0 年 3 月 災害援護資金の申請期限の 1 年間延長          平成 3 1 年 3 月 災害援護資金の申請期限の 1 年間延長</p>
⑤ 主な内容	<p>【申請期限の延長】          災害援護資金の申請期限を「令和 2 年 3 月 3 1 日」から「令和 3 年 3 月 3 1 日」までとし、1 年間延長するもの。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】          被災者の生活再建に資するもの。</p> <p>【財源措置】          貸付原資負担 国 2 / 3、宮城県 1 / 3          ※補正予算として 1, 0 5 0 万円（3 件分）を提案予定</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	東日本大震災により被災した市町村は同様の取扱いとなる。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	<p>令和 2 年 4 月 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正          （令和 2 年 4 月 1 日遡及適用）          市ホームページ、市報により周知</p> <p>6 月 市議会第 2 回定例会に補正予算案を提案</p>
⑨ その他	<p>【災害援護資金概要】</p> <p>(1) 貸付限度額：3 5 0 万円（り災の程度に応じて貸付限度額に定めがある。）          (2) 貸付実績：3, 0 6 0 件、約 6 4 億 1, 8 5 1 万円（令和 2 年 3 月末現在）          うち令和元年度分：3 件、3 5 0 万円を貸付（令和 2 年 3 月末現在）          (3) 貸付残高：2, 5 3 0 件、約 4 3 億 5, 7 3 8 万円（令和 2 年 3 月末現在）</p>